

市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

施設の特性上多方面での法令順守と合わせ、火葬実施の専門性、技術力の確保が求められる。

また、設備の経年が進む状況において将来の火葬件数増加への対応も必要になってくる。

これらを踏まえ、市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名：市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託

(2) 業務の目的：対応する人員の配置及び専門性の確保などを含め事業者への委託により、効率性に資するとともに市民サービスの向上を図る。

(3) 業務内容：仕様書のとおり

(4) 業務期間：令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（長期継続契約）

3 当該業務の予算額等

114,879,600円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 過去3年間に於いて、本業務と同種の業務で請負金額が月額500,000円以上の業務の履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールもしくはFAXで送信すること。

提出期限：令和8年7月22日（水）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市 ぐらし産業環境部市民課

E-mail：shimin@city.ibaraki.lg.jp 又は FAX：072(627)0369

※ 電子メール、FAX以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年7月24日（金）午後3時から

掲載場所：茨木市ホームページ ぐらし産業環境部市民課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shimin/index.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）

※実績を証明できる契約書の写し（件名及び契約期間、発注及び受託者の記載箇所）を添付のこと

イ 提出先：茨木市ぐらし産業環境部市民課（茨木市役所本館1階）

ウ 提出期限：令和8年7月28日（火）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により、事務局において審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式8号）により7月31日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式9号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案書の作成

審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に

追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 参考見積書（様式10号）

※令和8年10月1日から令和11年9月30日までの火葬・残骨灰処理業務にかかる経費（月額税込価格で表示すること）

ウ 様式4～7号

エ 様式11号

(3) 作成要領

＊「市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託仕様書」（別紙1）及び審査基準（別紙2）等に従い、項目に沿って提案書を作成すること。

原則として、A4判・縦型・横書き・両面印刷・左綴じ・参考資料や写真、イラスト等含め20ページ以内で作成のこと。（ページ番号を付すこと）

様式11号は、企画提案書の最後部に1枚添付すること。（ページ上限の対象外）

提出された内容について茨木市から質問し、仕様書と前提条件が違う場合などは、内容の訂正を求める場合がある。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年8月10日（月）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館1階 くらし産業環境部市民課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本7部

※企画提案書の副本については、各書類において会社名等が分からないよう黒塗りの上、提出すること。

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記10で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

第1次審査は、下記10①②の内容について、事務局で審査を行うものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション、ヒアリングの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者とし

て決定するものとする。

第2次審査は、下記10①②③の各採点結果の総合計とする。

ア プレゼンテーション、ヒアリングは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年8月14日（金）に当該審査を行った全者に対し、電子メール及び郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位5者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーション、ヒアリングの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は令和8年8月20日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年8月25日（火）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は令和8年8月31日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準は、別紙審査基準参照

①提案額（参考見積額） 90/600 点

②業務実績調書等内容 90/600 点

③企画提案の内容 420/600 点

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点で、提案額が同額な提案者が複数ある場合、別紙審査基準の

- ⑥～⑳の合計点数が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点で、提案額が同額、別紙審査基準の⑥～⑳の合計点数が同じである提案者が複数いる場合、くじにより候補者を決定する。
- くじの方法としては、
- i くじの対象となる提案者の参考見積書到達時刻の順に抽選番号を附番する。
 - ii くじの対象となる提案者のくじ用数字の合計をくじの対象となる提案者の数で除し、余りの数と抽選番号が合致した候補者とする。
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

実施公告（仕様書）	令和8年7月15日（水）
質問期限	令和8年7月22日（水）
質問に対する回答	令和8年7月24日（金）
参加申込期間	令和8年7月16日（木）午前9時から 令和8年7月28日（火）午後5時まで（厳守）

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

参加資格審査結果通知	令和8年7月31日（金）
企画提案書提出期間	令和8年8月3日（月）午前9時から

	令和8年8月10日（月）午後5時まで（厳守）
第1次審査結果通知	令和8年8月14日（金）
第2次審査	令和8年8月19日（水）
第2次審査結果通知	令和8年8月25日（火）（予定）
契約締結	令和8年9月24日（木）（予定）
業務開始	令和8年10月1日（木）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 くらし産業環境部市民課 濱川 072-620-1645
 市立斎場 奥田 072-622-5141
 FAX 072-627-0369
 E-mail: shimin@city.ibaraki.lg.jp